

基本計画

- I. 災害に強いまちづくり
- II. 快適で安心して暮らせるまちづくり
- III. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり
- IV. 福祉が充実したまちづくり
- V. 豊かな心と地域文化を大切にするまちづくり
- VI. みんなの知恵と力を結集したまちづくり

I. 災害に強いまちづくり

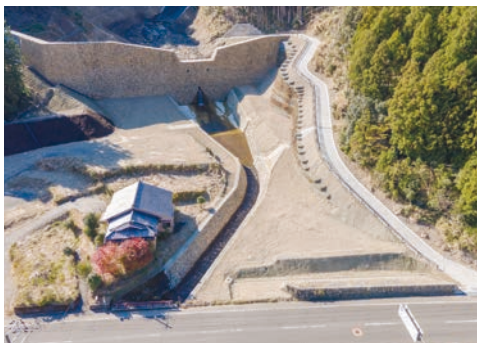
1. 災害に強い環境の整備

関連するSDGs



現 状

- 近年の大型台風や前線による線状降水帯^(※)等がもたらす集中豪雨に対応するため、県が主体となって、町内の優先度の高い箇所の急傾斜地崩壊対策や河川の砂防事業を実施しています。
- いつ起こるともしれない南海トラフ巨大地震等への対策として、町内各地において、津波避難タワーの建設や避難ビルの指定、避難路や避難場所の整備、老朽化した護岸整備等、地震・津波対策としての改良や施設整備の事業を実施しています。



那智川流域の砂防事業



湊地区津波避難タワー

課 題

- 地震・津波・豪雨等、いつ起こるともしれない災害対策として、急傾斜地、河川、海岸線等の改良や改修により地域の安全性を高めることが必要です。
- 県を主体とする事業が多いことから、国や県との連携を強めて、まちの安心・安全を高めていくことが求められます。

施策により目指す方向性

◇ 災害等に対応できるインフラ整備が強化され、安心して暮らせるまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 急傾斜地崩壊対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携しながら、引き続き、湯川地区での事業を実施します。 ・ その他の急傾斜地についても、豪雨等による土砂災害が発生しないように、維持管理に努めます。 	<p>建設課</p>
<p>(2) 河川改修の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県と連携しながら、那智川8支流・長谷川支流（クラマル川）での砂防事業を実施します。 ・ その他の河川についても、雨水排水等の支障が生じないように、維持管理に努めます。 	<p>建設課</p>
<p>(3) 地震・津波対策の推進 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波避難タワーの建設や避難ビルの指定、避難路や避難場所の整備や施設の耐震化等を推進し、津波が到達し浸水する可能性の高い地域の安全性を高めます。 ・ 県と連携しながら、那智勝浦海岸の整備を促進します。 	<p>総務課 建設課</p>



急傾斜地崩壊対策事業（湯川地区）



河川改修工事（井鹿川）



下里地区津波避難タワー

2. 地域防災体制の強化

関連する SDGs



現 状

- 「那智勝浦町地域防災計画」に沿って、防災無線等の体制整備を実施しています。
- 天満地区や旧グリーンピアの跡地等で、南海トラフ巨大地震等、いざという時の避難場所や施設、備蓄倉庫等の整備を実施しています。
- 災害時に必要とされる飲料水、米、缶詰パン等の食料品の備蓄を実施しています。
- 町広報紙での防災特集の掲載や町ホームページでの啓発、各種イベントでの防災ブースの設置等、様々な面で防災意識の高揚を図っています。
- 各地区における自主防災組織の諸活動に対する支援を行っています。
- 災害発生に備え、避難行動要支援者^(※)の情報把握に努めるとともに、障がい者や高齢者等にも対応できる福祉避難所の設置を進めています。
- 土砂災害や津波を想定した避難訓練、小中学校における避難訓練・防災学習、生涯学習講座としての学習会の実施等により、防災教育を推進しています。
- 災害発生時、自治体間による相互支援の必要性から、県内外の自治体との災害時応援協定の締結に取り組んでいます。



避難訓練の様子

課 題

- 年々、南海トラフ巨大地震の発生率が高まるとともに、集中豪雨等の被害の確率も高まっていることから、町民の安全を第一に考え、継続的かつ効果的な対策と持続可能な行政運営体制づくりに努める必要があります。
- いつ起こるともしれない災害への更なる意識高揚と、避難行動要支援者を含む要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）への対応が必要です。
- 生涯を通じた防災教育と義務教育における防災教育を推進することにより、町民一人ひとりが災害への備えとそれに対応できる知識等を身につける必要があります。

施策により目指す方向性

- ◇ 町民や地域の防災意識が高まり、災害に対する備えが
できているまち
- ◇ 自主防災組織を中心に、地域における自助^(※)・共助^(※)に
よる防災力が高いまち

実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
(1) 地域防災計画の推進及び事前復興計画の策定 ・情報連絡体制の整備を推進するとともに、「那智勝浦町地域防災計画」の実効性の確保に努めます。 ・南海トラフ巨大地震等による被災後の早期復興を実現するため、応急仮設住宅用地等の検討を含む復興まちづくりに関する計画の事前策定を行います。	総務課
(2) 避難施設・備蓄倉庫等の整備 ・津波を想定し、高台造成等による避難場所の確保や防災公園の整備を検討します。 ・災害時の資機材等の確保のため、備蓄倉庫の整備を推進します。 ・非常用電源の確保に努めます。	総務課
(3) 食料品等の備蓄 ・継続的な食料及び医薬品の備蓄を推進します。	総務課
(4) 自主防災組織の育成 ・組織単位の防災訓練を行う等、自主防災組織の活性化を図ります。 ・自主防災組織連絡協議会を通して、組織間での情報を共有します。	総務課
(5) 避難行動要支援者への対応 ・災害発生に備え、避難行動要支援者の情報把握と個別支援体制を進めます。	総務課 福祉課
(6) 業務継続体制づくりの推進 ・予備電源、代替通信手段の確保、電子データのバックアップ等、大規模災害時でも本町の基幹業務を継続・早期再開できる体制づくりを進めます。 ・現在の役場本庁舎は南海トラフ巨大地震等による津波浸水想定区域にあるため、災害時の指令拠点機能と行政機能の継続の観点から、移転を検討します。	総務課
(7) 広域連携による防災対策の推進 ・紀南10市町村や千葉県勝浦市・徳島県勝浦町・長野県上松町・岐阜県揖斐川町と密接な関係を構築し、相互連携に努めます。	総務課
(8) 防災意識の高揚 ★ ・町広報紙や町ホームページ、避難訓練時等のあらゆる手段や機会を利用して防災知識の普及を図ります。	総務課 教育委員会
(9) 防災教育の推進 ・小中学校において、災害時の避難行動等の訓練や災害のメカニズム等を学ぶ防災教育を実施します。 ・災害発生時や事後に適切な行動や指導がとれるよう防災管理に努めます。	 小学校での防災教育の様子

3. 消防体制の整備

関連する SDGs



現 状

- 火災や災害時に迅速かつ効果的な消防・救助活動等が実施できるように、消防本部における車両・資機材の更新・点検や消防団との情報ネットワークの構築、耐震性貯水槽(*)の整備等を行っています。
- 救急講習会への参加や防災訓練への派遣等により、地域での安心・安全を担う消防団員の育成に取り組んでいます。
- 火災予防運動期間におけるパレードや広報、常日頃からの普及啓発活動、小中学校における防火学習等により、町民の防火意識の高揚を図っています。
- 定期査察、緊急査察（重要文化財等）、大規模イベントでの露店等の査察や小規模飲食店への査察等を実施し、不備事項等の改善を行っています。
- 救急救命士や救急隊員の資質向上、医療・警察等との連携、夜間・休日の対応等、救急体制の強化に努めています。



救急講習会の様子

課 題

- 消防庁舎の移転は令和4（2022）年3月竣工に向けて事業化されましたが、今後は津波浸水想定区域内にある消防団本部・屯所の移転を検討する必要があります。
- 災害に備え、耐震性貯水槽の設置と老朽化した耐震性貯水槽の改修が必要です。
- 地域の支え手として、若者や女性を対象とした消防団員の確保が課題となっています。
- 本町の観光資源である寺社等の重要文化財等について、消防の観点と文化財保護の観点の両立により、適切な防火体制を図る必要があります。
- 大規模な自然災害に備え、広域での受援・応援体制を構築する必要があります。
- 独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対応するため、訪問による世帯状況の把握と緊急時対応に努める必要があります。

施策により目指す方向性

◇ 関係機関が連携し合い、消防・防火・救急体制が充実しているまち

■ 実施する主な施策

(★は重点施策)

施策の内容	担当課
<p>(1) 消防施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防本部の車両等について、更新・整備を行います。 消防団員の安全装備品、資機材、施設装備等の整備に努めます。 消防庁舎の移転により、消防・防災体制の強化に努めます。 	消防本部
<p>(2) 消防水利の増強</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性貯水槽や消防水利の増強を推進します。 	消防本部
<p>(3) 消防団員の育成 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の確保と新入団員に対する教育訓練を推進します。 多種多様な災害時に活動する消防団員に対して、育成を強化するとともに、救急講習会や地域での防災訓練への派遣等に取り組みます。 	消防本部
<p>(4) 防火意識の高揚 ★</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災予防運動の積極的な展開や常日頃からの広報・啓発、学校教育により、防火意識の高揚を図ります。 	消防本部
	<p>防火パレードの様子</p>
<p>(5) 予防査察の実施と火災調査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期査察・緊急査察等を継続的に実施し、各事業所の防火管理体制の充実を図ります。 危険物貯蔵施設については、一次災害^(※)だけでなく二次災害^(※)の可能性を踏まえた安全性の確保に努めます。 職員を研修会及び県消防学校へ派遣する等、火災調査体制の強化を図ります。 	消防本部
<p>(6) 広域消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な消防運営を図るため、広域消防体制の調査研究に努めます。 	消防本部
<p>(7) 救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の技術の向上や知識の取得のための教育訓練を継続するとともに、救急救命士等を養成して、救急業務の充実を図ります。 独居高齢者宅への訪問調査を継続します。 協議会の設置や救急訓練等の実施により、町立温泉病院を始めとする関係機関との連携を深めます。 障がい者や外国人等による緊急通報対応体制の整備を進めます。 	消防本部

基本指針Ⅰの達成指標

基本指針Ⅰ「災害に強いまちづくり」の施策の効果検証のために、次の達成指標を設定します。

◆指標1◆

「南海トラフの津波・地震対策」 に関する町民満足度



◆指標2◆

「消防・防火体制の整備」 に関する町民満足度



※町民満足度の計算方法については、P.91を参照してください。